

継続個人型年金運用指図者の中途脱退要件緩和に関するQ&A

No	項目	質問事項	回答	備考
1	対象者	中途脱退の要件が緩和される対象は「個人型年金加入者となる者(自営業者や企業型年金及び企業年金のない企業に勤める厚生年金保険の被保険者等)」という理解でよいか。	よい。	法附則3条1項
2	"	企業型年金の資格喪失後、再就職先に企業型DC(選択型)がある場合、これに加入しなかった者については、個人型年金の運用指図者となることから、運用指図者期間2年、個人別管理資産額25万円等の要件を満たせば脱退一時金を受給可能か。	不可。 運用指図者とはなれるが、加入者とはなれない者であるので、今回の中途脱退の要件緩和の対象外である。	法附則3条1項 令60条2項
3	"	企業型年金加入者の資格の喪失と個人型年金運用指図者の資格の取得は必ず連続している必要があり、「企業型年金加入者資格喪失→個人型年金加入者→個人型年金運用指図者(2年経過)」というケースは脱退できないという理解でよいか。	よい。 なお、企業型年金加入者の資格喪失後、未加入(未手続)の期間や自動移換の期間があっても脱退は可能だが、これらの期間は、継続個人型年金運用指図者の2年間は算入されない。	法附則3条1項
4	"	施行日(平成26年1月1日)において、 個人型年金運用指図者期間が2年を経過している者についても対象者に該当するという理解でよいか。	よい。ただし、企業型年金の資格喪失後、個人型年金加入者となったことがない者に限る。	"
		既に資格喪失しているがまだ継続個人型年金運用指図者期間の2年を経過していない者は、今般の中途脱退要件を満たせば、脱退一時金の対象者に該当するという理解でよいか。	よい。	
5	期間	直近の企業型から資格喪失後、2年以上かつ・・・の「2年以上」とは、「運用指図者資格取得日から起算して2年」という認識でよいか。	よい。	"
6	"	継続個人型年金運用指図者となった日から起算して2年を経過していないという要件の期間計算は、請求が可能となった日から起算して2年を経過していないことが要件となるとの認識でよいか。	よい。	法附則3条1項6号
7	支給要件	個人型年金運用指図者の資格取得後、企業型年金の加入資格を同月に取得・喪失して再度個人型年金運用指図者となった場合、企業型年金の同月得喪以前の個人型年金運用指図者期間も支給要件の判定に含まれるという認識でよいか。	よい。	法附則3条1項
8	"	継続個人型年金運用指図者が脱退一時金の請求をする場合、60歳未満でないと支給要件を満たさないと解釈でよいか。	よい。「当該申出をしたときから継続して第62条第1項各号に掲げる者に該当している者に限る」と規定されており、該当者は国民年金法等に基づき60歳未満という構成になっているため、認識の通り。	法附則3条1項 法62条1項
9	"	農業者年金加入者は個人型年金で拠出ができないため、該当する期間をもつ者については、今回追加される脱退一時金の支給要件の対象者には該当しないという理解でよいか。	農業者年金加入者は、法第62条第1項第1号に掲げる者に該当している者であることから、脱退一時金の支給は可能。	"
		国民年金保険料の未納期間がある者についても、掛金の拠出ができないため、今回追加される脱退一時金の支給要件の対象者には該当しないという理解でよいか。	国民年金保険料に未納があっても、国民年金の第1号被保険者であり、個人型年金加入者となることができる者であるから、脱退一時金の支給要件の対象者に該当する。	
10	"	継続個人型年金運用指図者が当該資格取得後、2年以内に脱退一時金の裁定請求を実施する際、裁定請求手続時点でのステータスの要件はあるか。	請求時まで継続個人型年金運用指図者である必要がある。	